

大泉町防犯対策用品購入費補助事業の実施について

大泉町防犯対策用品購入費補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

防犯対策用品を購入して居住する住宅に設置した者に対して、その経費の一部を補助することにより、物価高騰による家庭の経済的負担の軽減及び犯罪の発生を抑止を図り、もって安全で安心なまちづくりを推進することを目的とします。

2 内容

補助対象者	次のいずれにも該当する者としてします。 1 防犯対策用品を設置する町内の住宅に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録がある者 2 町税の滞納がないこと。 ※「防犯対策用品」とは、次に掲げるものとします。 (1) 防犯フィルム 不法侵入等の防止を目的として、窓ガラスを割れにくくするために貼付するもの（遮熱を目的としたものを除きます。） (2) 補助錠 防犯性を高めることを目的して、主錠とは別に玄関ドアや窓枠等に設置するもの（主錠又はドアの交換は除きます。）
補助対象経費	令和8年4月1日以後に防犯対策用品の購入（設置を含みます。以下同じ。）に要した費用とします。
交付金額	補助金は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、3,000円を上限とします。 ※ 補助金の交付は、1住宅につき1回限りとしします。
交付条件	町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な範囲において、補助金の交付を受けた防犯対策用品の設置状況等の調査を行うことができるものとします。

3 交付手続

交付申請の方法	補助金の交付を受けようとする者は、防犯対策用品の購入を行った日の年度末までに大泉町防犯対策用品購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添付して申請してください。
---------	--

	1 防犯対策用品の購入に係る領収書及び内訳が分かる明細等 2 防犯対策用品の設置前及び設置後の写真 3 住民票の写し及び補助対象者に町税の滞納がないことを示す書類 ※住民登録状況及び町税の納付状況を職員が調査・閲覧することに同意した場合は不要
補助金の交付決定等	提出された申請書類の審査を行い、交付の可否を決定し、大泉町防犯対策用品購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知します。
財産の管理及び処分の制限	この補助金により設置した防犯対策用品は、交付決定を受けた日から起算して3年間、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはなりません。ただし、天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で処分するときは、この限りではありません。
補助金の返還等	1 交付決定を受けた人が、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消します。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。 (3) 上記「財産の管理及び処分の制限」に反して防犯対策用品を処分したとき。 (4) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。 2 既に補助金が交付されている場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとします。

4 各種様式

申請書等の様式	1 大泉町防犯対策用品購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号） 2 大泉町防犯対策用品購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）
---------	---

5 事業期間

期 間	令和8年9月1日から令和9年3月31日まで （ただし、令和8年4月1日以後に購入した防犯対策用品に対して適用します。）
-----	--

6 担当部署

大泉町安全安心課 電話0276（63）3111
